

議 第 5 号 議 案

国に対して共同親権制度への法改正を拙速に行わないよう求める意見書の提出について

国に対して共同親権制度への法改正を拙速に行わないよう求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年3月15日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

国に対して共同親権制度への法改正を拙速に行わないよう求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

国に対して共同親権制度への法改正を拙速に行わないよう求める意見書

令和6年1月30日にまとめられた法務省法制審議会家族法制部会の家族法制の見直しに関する要綱案では、離婚後の子どもの養育に関する制度について、父母どちらかの単独親権のみと定めた現行民法を改正し、共同親権を選べるようにするとした。離婚の際に父母の協議で単独親権か共同親権を選び、家庭裁判所が明確な「子どもの利益を害する事情」を見つけられない場合には父母の合意がなくとも共同親権を命じ得るとした内容である。共同親権となった場合は、進学や病気の長期治療、転居といった重要事項は、父母が話し合っただけで決めている。

しかし、そもそも協議自体が困難であったり、合意がスムーズにいかない関係の場合、円滑な共同親権が可能なのか疑問である。離婚後も相手との関係が強制的に継続することになり、意思決定を混乱させ、子どもの利益を害し、子どもの福祉に反するおそれがある。

虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のおそれがある場合は、家庭裁判所が単独親権を決定できるとしたが、DV被害者側からは「力関係に差があり対等に話し合えない」「子どもの安全を守れない」など、共同親権に反対する意見は根強い。家庭内の「密室」で起きるDVは顕在化しにくい。表面化しない暴力は証明が難しく、個別のケースで家庭裁判所が共同親権の可否を判断できるのか疑問である。配偶者暴力防止法といった被害者保護の法整備や支援態勢は未整備のままである。DV加害者との接点が残れば、子どもへの悪影響は続く。そもそも法制審議会は全会一致を慣行としてきたがDV・虐待の専門家の賛成多数で決まってしまう（21人中3人が反対）、またパブリックコメント等当事者からの声を反映していない状況である。

なお、父母の協力関係があれば、共同親権でなく現行法でも、共同の子育ては可能で、実際に離婚後でも、父母の家を行き来するなど、協力して子育てをしている事例は多くある。

よって、富士見市議会は、政府に対し、DVや虐待の被害者の保護、子どもの利益を最優先するためにも、これら懸念の声に耳を傾け、現行の単独親権制度から共同親権制度への法改正を拙速に行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣

様

法務大臣

様

厚生労働大臣

様